

下水道維持管理における民間委託について

平成 5 年 4 月 6 日
建設省都下管発第 8 号 各都道府
県下水道担当部長各政令指定市
下水道担当局長宛建設省都市局
下水道部下水道管理指導室長通知

下水道の整備及びその適正な維持管理の推進については、平素より御尽力をいただいているところである。

近年の下水道事業の進展により、新規供用開始や供用区域の拡大が行われているとともに、維持管理業務の増大、高度化等に伴い、その一部を民間委託する市町村も多くなっている。

ところで、下水道の供用開始又は供用区域の拡大に伴い、従来当該地域においてし尿処理業務又は浄化槽清掃業務を担ってきた一般廃棄物処理業者（以下「一般廃棄物処理業者」という）は、その業務量の縮小を余儀なくされることとなるので、下水道の整備及び維持管理を行うにあたっては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「特別措置法」という）が制定された趣旨にかんがみ、下記事項に留意されたい。

この件に関しては、厚生省と協議済みである。

なお、別添〔略〕のとおり本日付けで、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長より、特別措置法に基づく合理化事業計画に関する通知が行われたので留意されたい。

追って、この旨貴管下市町村（政令指定市を除く）に対しても周知されたい。

記

- 1 下水道の整備にあたって、廃棄物行政主管部局を中心に、特別措置法に基づき、下水道の整備に伴い一般廃棄物処理業者が受ける影響の見通し、当該業者に係る業務の安定を保持するために市町村及び当該業者が講ずべき措置等同法第3条に掲げる事項について検討を行うこととした場合には、庁内関係部局との緊密な連携に留意しつつ、これに参画すること。
- 2 上記1の検討に参画するにあたっては、将来の維持管理体制についてあらかじめ検討を行ったうえで、民間委託する業務の内容と当該業務を委託する時期までに一般廃棄物処理業者が備える必要がある知識、技術、経験等とを総合的に勘案することにより、下水道の適正な維持管理の確保に留意すること。
- 3 下水道の維持管理業務の一部について民間委託を行うにあたっては、委託業務の内容及びこれに必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、上記1の検討結果に配慮すること。
- 4 今後、厚生省から特別措置法に基づく合理化事業計画の策定に関する実務上の参考資料が示される際には、本職から当該計画の策定に関し留意すべき事項について連絡することとするのであらかじめ了知すること。
- 5 主として特定環境保全公共下水道に係る処理施設で、巡回管理方式によるもの、流入下水の大部分が一般家庭排水であるものなど比較的簡易で小規模な処理施設の維持管理業務の一部を民間委託するにあたっては、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1,348号）に基づ

く登録業者の活用とあわせて、一般廃棄物処理業者については、①技術管理者として処理対象人員又は計画処理人口が501人以上の合併浄化槽又はコミュニティ・プラントに係る相当年数（原則として上記登録規程第3条第1号に規定する年数）にわたる適正な維持管理の実績のある者を有すること、②日本下水道事業団が実施している下水道管理技術認定試験（試験区分 処理施設）の合格者を有すること等当該業者の実績、技術力等に留意しつつ、その活用を図ること。